

6月は

環境周間



さまざまな環境問題が注目されていますが、生活環境を守ることも大切です。 周りの人に迷惑をかけていないか、普段の生活をもう一度見直してみませんか?

1 騒音や悪臭に気をつけましょう

音や臭いは人によって感じ方が違います。これからの季節、窓を開ける機会が多くなるので、普段の生活で出る音や臭いに気をつけましょう。



2 犬の糞尿の後片付けは飼い主の最低限のマナーです

犬の糞尿が放置されているとの苦情が多く寄せられています。糞尿が放置されると、周りを不快にさせるだけでなく、感染症が発生する危険性があるなど衛生的にも問題です。

糞は持ち帰り、尿は水できれいに洗い流すなど、必ず飼い主の責任で後片付けをしましょう。

━ 糞尿被害にお困りの人へ •

環境政策課では、糞尿被害防止のための啓発看板を無料で配布しています。 希望する人は環境政策課(中央町別館2階)へお越しください。



3 野焼きはやめましょう

野焼き(屋外焼却)は、簡易焼却炉やドラム缶を使用した場合でも法律や条例で禁止されています。

例外的に認められている農業や林業を営む上でやむを得ない刈草の焼却も、周辺地域からの苦情が寄せられた場合は、中止など指導の対象となります。

周りの人に迷惑のかからないよう配慮をお願いします。

環境政策課からのお願い。 ごみはルールを守って、 市の収集に出しましょう

4 空き家・空き地の草木の適正管理にご協力ください

空き家・空き地の所有者または管理者は、条例により、敷地内の草木を繁茂させないよう適正に管理しなければなりません。みだりに草木を繁茂させると、お隣りへの越境、虫の大量発生、見通しの悪化による交通事故、火災の危険性などさまざまな問題が起こります。

周りの人への迷惑とならないよう、定期的に草刈りや剪定を行うなど適正管理をお願いします。

越境した木の枝でお困りの人へ

越境してきた枝の切り取りをお考えの場合は、事前にご相談ください。

ご近所の草木でお困りの人へ

ご近所の草木についてお困りの方はご相談 ください。該当地の所有者または管理者に 対し、適正に管理するよう通知します。

相談先

空き家▶環境政策課**☎** 983·2646 **空き地**▶みどりと水のまちづくり課**☎** 983·2643

ナガミヒナゲシに注意!

ナガミヒナゲシは、4月~6月に道端 や空き地などで見られる外来植物です。

素手で触れると皮膚がかぶれる恐れや、ペットが口に含むと下痢・嘔吐などを起こす可能性があります。駆除をする際は、**手袋などを着用**のうえ、根から抜き取り、種が拡散しないようごみ袋などで**密封したまま燃えるごみ**として処分してください。



【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用 (記載なしは無料)・対対象・ 定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み (記載なしは不要)・問問合せ



近隣建物と住所が同一で困っている場合は申出を 住所 (住居番号) に枝番号をつけられます



▼詳細は こちら

近接している建物などが付番ルールにより同じ住所 (住居番号)になっている場合、申出により末尾に「枝番号」を付番できるようになりました。

- **対**住居表示実施区域内で、住所が重複している、また は重複のおそれがある建物の所有者
- 査▶枝番号を付番した場合、その建物に住んでいる人 全員の住民票変更手続きが必要です。
 - ▶郵便局、金融機関、運転免許証などの住所変更手続きも各々必要です。
 - ▶枝番号が付番されるのは、自身が所有する建物の みで、同じ番号の他の住居番号は変更できません。
 - ▶建物の所有者と居住者が異なる場合は、双方で相談の上で同意書を添付して申請してください。
 - ▶枝番号の付け方にはルールがあるため、希望の番号にすることはできません。

申出書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて、直接市民課

※付番完了まで1週間程度の処理時間が必要です。

情報

申請をお忘れなくひとり親家庭等医療費助成

市内に住所を有するひとり親家庭などのうち、所得税非課税世帯に医療費の自己負担分を助成します。 **図**令和5年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を 扶養する以下のいずれかに該当する世帯

▶未婚もしくは配偶者と死別・離婚し、現在婚姻していない▶配偶者の生死が不明▶配偶者が海外にいて扶養を受けられない▶配偶者の精神・身体に障がいがあり、長期間労働力を失っている

■すでに受給している場合

6月初旬から中旬にかけて書類を郵送します。上記 対象に該当する人は、6月28日飴までに返信用封筒で 郵送または直接こども未来課へ提出してください。 ※申請が7月以降の場合、資格発生は申請日翌日から

■新規で申請する場合

必要書類を持参し、直接こども未来課に申請してください。

「関係を回

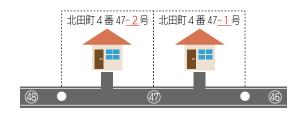
問こども未来課☎ 983・2712

詳細は▶ こちら



付番の例

▶隣接する建物の住所が重複



▶袋小路など道路の出入口がひとつ



間市民課 983・2602

情報

ご利用ください 不要品一括査定「おいくら」

粗大ごみなどの不要品のリユースを推進するため、 市は株式会社マーケットエンタープライズと連携協力 協定を締結しました。同社が運営する「おいくら」は 複数ショップの買取価格を比較し、手間なく不要品の 売却ができる不要品一括査定サービスです。ぜひご利 用ください。

買取対象品

家電、家具、趣味品などの不要品

※古すぎるもの、故障している電化製品などは見積できない可能性あり

買取方法

出張買取・宅配買取・店頭買取の3つの方法から選択 ※出張買取の場合は出張作業費が必要な場合もあり ※最短で当日引き取り可

注▶サービス利用料は無料▶査定後に買取依頼しない

選択も可▶最大 15 品まで査定依頼可

間廃棄物対策課☎ 971・8993 査定依頼 はこちら

